

令和6年度

岡山市地域の支え合いによる移動支援活動推進事業補助金 (おでかけ応援隊事業補助金)

申請の手引き

岡山市では、地域住民等が主体の支え合いによる移動支援活動を行う団体に対し、経費の一部を補助します。

この補助金の交付を希望する団体は、「岡山市地域の支え合いによる移動支援活動推進事業補助金交付要綱」に基づき、以下の申請手続き等をご確認の上、必要な書類を提出してください。

1 申請期間

令和6年8月1日（木）～令和7年1月31日（金）

申請に必要な書類を作成し、地域包括ケア推進課まで持参してください。あるいは、令和7年1月31日までに郵送（必着）にて提出してください。予算の範囲内で先着順となります。

なお、申請に当たっては、事前に地域包括ケア推進課までご相談ください。

2 補助の対象となる事業

本補助金の交付の対象となる事業は、地域住民の支え合いによる移動支援活動とし、次の要件を全て満たすものとします。

- (1)外出に課題を抱える高齢者等の日常生活上必要な外出の支援や、社会参加の促進を図り、健康寿命の延伸を目的とする事業であること。
- (2)「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン（令和6年3月1日付国自旅第359号国土交通省物流・自動車局旅客課長通知。以下「ガイドライン」という。）」に基づき実施される事業であること。
- (3)病院、スーパーマーケット、公共機関等の日常生活上で必要な行先や、通いの場等社会参加のための行先に移動することを支援する事業であること。
- (4)単位町内会等、一定以上のエリアで活動し、そこに暮らす住民を広く対象とする事業であること。
- (5)利用者は、外出に課題を抱える高齢者等を対象とし、目的地での付き添い、乗降時の介助や見守り等を行う移動支援活動事業であること。
- (6)他の補助制度の対象となっていない事業であること。
- (7)政治活動又は宗教活動を目的とする事業でないこと。
- (8)公序良俗に反するおそれがあると認められる事業でないこと。
- (9)その他、市長が適当でないとする事業でないこと。

3 補助の対象となる団体

本補助金の交付を受けることができる団体は、次の要件を全て満たす団体とします。

- (1)岡山市内に拠点を有し活動している構成員が5人以上の団体であること。
※団体とは、支え合い活動をしている団体、町内会、ボランティア団体、NPO、その他これらに類する団体を指します。
- (2)高齢者等の移動を支援する事業であって、ガイドラインに基づく活動を実施する団体であること。
- (3)風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に定め

る性風俗関連特殊営業並びにこれに類する業を営む団体でないこと。

(4)岡山市暴力団排除基本条例（平成24年岡山市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団である団体又は同条第2号に規定する暴力団員が構成員等（代表者、理事、監事、構成員又はこれらに準じる者をいう。）となっている団体でないこと。

4 補助の対象経費および補助金額

(1)交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）および補助限度額は、次表に掲げるものとします。

(2)補助金額は次表に定める補助対象経費であって、補助事業において実際に要した経費の額とします。ただし、表右欄の補助限度額を上限とします。

(3)補助金額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとします。

補助対象経費			補助限度額/年
事務経費	消耗品費	補助事業の実施に要する事務用品等の購入費 ただし、取得価格が5万円未満(税込)のものに限る	50,000円
	印刷製本費	補助事業の実施に要する資料や広報誌等の印刷物の作成費, 印刷費	
	通信費	補助事業の実施に要する電話料, 郵便料	
コーディネーター人件費	サービス利用のコーディネート（利用に関する相談受付, 連絡調整等）を行う者に対する費用	24,000円	
自動車保険料	移動支援専用の自動車保険の加入に要する保険料	50,000円	
運転適性診断受講料	独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適性診断を受講したときの受講料	25,000円	
安全運転講習会受講料	移動支援の基礎知識やマナー・接遇を学ぶための勉強会を受講したときの受講料	50,000円	

5 補助対象期間

補助金交付申請書を岡山市長に提出した日から令和7年3月31日（月）までです。

6 補助の回数

同一の団体に対し、原則年1回とします。

7 補助金の交付手続き

(1) 補助金の交付申請をする団体は、補助金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、地域包括ケア推進課に提出してください。

- ①実施計画書（様式第2号）
- ②収支予算書（様式第3号）
- ③従事者名簿（任意書式）
- ④団体の定款、規約又は会則のいずれか
- ⑤その他市長が必要と認める書類

(2) 交付申請書の内容の審査後、適当であると認めるときは、補助金等交付決定通知書（様式第4号）により、交付の決定を通知します。決定通知書を送付する際、債権者登録申請書を同封しますので、必要事項を記入し、振込口座の通帳の写しを同封し、地域包括ケア推進課まで返送してください。

ご希望の団体には、車の車体に貼れるマグネットタイプのステッカーを1団体10枚まで交付します。補助金等交付決定通知書を送付する際に、ステッカー交付申請書をお送りしますので、必要事項を記載して提出してください。希望枚数をお渡しします。



【ステッカー見本】

(3)補助事業完了後、20日を経過する日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、提出してください。

- ①活動実績兼収支決算書（様式第6号）
- ②領収書等、経費の支出を証する書類の写し
- ③活動実績内訳書（任意様式）
- ④その他市長が必要と認める書類

(4)実績報告書の内容を審査し、適当であると認めた時は補助金額を確定し、補助金等確定通知書（様式第7号）により通知します。なお、実績により交付決定時から補助金額が変更することがあります。

(5)補助金等交付確定通知を受けた団体は、補助金等交付請求書（様式第8号）を提出してください。補助金は口座振替で入金します。

8 事業の変更（中止・廃止）

事業開始後において、事業計画等に変更（中止・廃止）がある場合は、補助事業等計画変更（中止・廃止）申請書（様式第9号）の提出が必要です。また、変更の場合は、変更が確認できる書類の提出をお願いする場合があります。

9 運転適性診断

（独）自動車事故対策機構（NASVA/ナスバ）（岡山市北区青江）で運転適性診断を受講することが可能です。

ドライバーの性格、安全運転態度、認知・処理機能、視覚機能など、安全運転に役立つようきめ細かなアドバイスを行うと記載されています。

10 その他

- (1)安全な送迎を行うために、運転適性診断や安全運転講習会の受講をお勧めします。
- (2)事業に従事する方は、清潔の保持及び健康状態の管理に努めてください。

- (3)事業において知り得た利用者や、その家族等に関する個人情報は適切に管理してください。
- (4)送迎支援時において、事故や利用者の体調の急変等が生じた場合に、救急車の手配や利用者の家族への連絡等、速やかに必要な対応を講じるため、緊急時の危機管理体制を整備しておいてください。
- (5)補助金の交付申請にあたり収集した個人情報は、申請内容の審査の目的の範囲内で利用し、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。

社会参加で介護予防！
健康寿命を延ばそう！



【申請書提出先・問い合わせ先】

岡山市保健福祉局 高齢福祉部

地域包括ケア推進課(保健福祉会館9階)

住所：〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号

電話：086-803-1286

Fax：086-803-1780

受付時間：平日8:30~17:15(土・日・祝除く)